

熊本県公報

第12945号

令和2年(2020年)

7月27日(月)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… (建築課) 1
- 令和元年東日本台風に係る「県税に関する期限の延長」の延長期限の指定…………… (税務課) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3

公 告

- 土地改良区の役員の選任等…………… (農村計画課) 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 4
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 4
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 4

登 載 依 頼

- 第1回熊本県環境基本指針・計画検討委員会の開催…………… (環境審議会) 5

告 示

熊本県告示第601号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第2項の規定により平成30年（2018年）3月16日熊本県告示第220号（造成宅地防災区域の指定）、平成30年（2018年）3月13日熊本県告示第191号（造成宅地防災区域の指定）、令和元年（2019年）9月24日熊本県告示第338号（造成宅地防災区域の指定）で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第3条第3項の規定により公示する。

令和2年（2020年）7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道免地区（Aブロック）
上益城郡甲佐町大字世持字道免467番、475番、476番、467番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、467番地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 2 道免地区（Bブロック）
上益城郡甲佐町大字世持字道免463番1、463番1地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、463番1地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 3 丸山地区
上益城郡甲佐町大字横田字丸山585番1、585番2、585番3、585番2地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 4 森本地区
上益城郡甲佐町大字世持字森本317番、317番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、317番地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 5 村下地区
上益城郡甲佐町大字安平字村下772番、773番、772番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 6 蓮池地区
上益城郡甲佐町大字津志田字蓮池1374番2、1374番、1374番2地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 7 尾迫地区
上益城郡甲佐町大字津志田字尾迫3095番、3087番の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 8 宮ノ尾地区
上益城郡甲佐町大字中横田字宮ノ尾2101番、2102番、2101番地先の道

の一部（次の図に示す部分に限る。）

9 馬門地区（Aブロック）

上益城郡甲佐町大字船津字馬門1900番、1903番、1901番、1900番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

10 馬門地区（Bブロック）

上益城郡甲佐町大字船津字馬門1859番、1859番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

11 馬門地区（Cブロック）

上益城郡甲佐町大字船津字馬門1829番1、1829番3、1829番1地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

12 柿木平地区

上益城郡甲佐町大字船津字柿木平831番、831番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

13 森本地区（Bブロック）

上益城郡甲佐町大字世持字森本315番、315番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

14 柿木平地区（Bブロック）

上益城郡甲佐町大字船津字柿木平868番、868番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び甲佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第602号

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、次に掲げる地域に住所、主たる事務所、事業所等を有する納税義務者における、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に係る熊本県告示第558号において別に告示で定めることとされている期日は、その期限が令和元年（2019年）10月12日から令和2年（2020年）8月30日までの間に到来するものについて、令和2年（2020年）8月31日とする。

令和2年（2020年）7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

都道府県名	指 定 地 域
岩 手 県	久慈市 下閉伊郡普代村
宮 城 県	角田市 伊具郡丸森町
福 島 県	郡山市 いわき市 須賀川市 田村市 東白川郡矢祭町 石川郡石川町
茨 城 県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡大子町
栃 木 県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町

長 野 県	<p>長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内</p> <p>千曲市のうち雨宮、粟佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮</p>
-------	--

熊本県告示第603号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和2年（2020年）7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
放課後等デイサービス エルサ 木倉教室 上益城郡御船町木倉1131番地4	株式会社キッチン・ブレス 上益城郡御船町大字田代7828番地96 井藤 裕子	令和2年（2020年）7月16日	435140 0215	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第604号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和2年（2020年）7月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年（2020年）7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	上天草市大矢野町大字登立字筒之浦 2880番21地先から 上天草市大矢野町大字登立字東脇 2839番1地先まで	前	21.1 ～ 81.2	643.5	地域連携推進 改築
			後	9.4 ～ 62.8		

2 区域を変更する期日 令和2年（2020年）7月27日

公 告

熊本県公告第447号

熊本市に事務所を置く画図土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年（2020年）7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	出田 時彦	熊本市東区画図町下無田1631番地5

熊本県公告第448号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字大津字八窪278番1、同279番1、同279番2及び同295番11
3,786.96平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡大津町大津399番地7
守田 孝輝

熊本県公告第449号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和2年（2020年）7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字矢護川字下ノ原1481番14、同1485番4の一部、同字長刀1532番1の一部及び同1532番2の一部
11,095.39平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡大津町大字大林1447番地1
株式会社大津技研

熊本県公告第450号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
三角 尚登	八代市植柳上町	八代市植柳下町字尺抜1317番1ほか1筆
宮川 宣昭	葦北郡芦北町塩浸	葦北郡芦北町大字塩浸字松手71番1ほか5筆
塩汲 敏男	葦北郡芦北町塩浸	葦北郡芦北町大字塩浸字下鶴550番1
宮下 浩二	葦北郡芦北町市野瀬	葦北郡芦北町大字塩浸字牧ノ内559番2ほか3筆

- 2 認可年月日
令和2年（2020年）7月17日

熊本県公告第451号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和2年（2020年）7月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	

ネットワーク大津株式会社	菊池郡大津町陣内	菊池郡大津町大字陣内字鍛冶ノ迫1972番ほか4筆
竹島 直人	玉名郡南関町下坂下	玉名郡南関町大字豊永字伏塚581番1
農事組合法人阿蘇くろかわ	阿蘇市黒川	阿蘇市黒川字渋川鶴24番
衛藤 武志	阿蘇郡南阿蘇村一関	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字尾上364番3ほか1筆
小林 公子	阿蘇郡南阿蘇村中松	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字横道下3136番ほか3筆
峯 敬止	阿蘇郡南阿蘇村中松	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字中車鶴4047番1
岩代 一宏	阿蘇郡南阿蘇村中松	阿蘇郡南阿蘇村大字中松字岩下4125番1ほか5筆
西村 美智代	阿蘇郡南阿蘇村下野	阿蘇郡南阿蘇村大字下野字御狩場428番ほか2筆
渡邊 由孝	阿蘇郡南阿蘇村中松	阿蘇郡南阿蘇村大字一関字高木738番1
月足 速男	阿蘇郡南阿蘇村久石	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字西一丁田1546番

2 認可年月日

令和2年(2020年)7月17日

登 載 依 頼

熊本県環境審議会公告第2号

第1回熊本県環境基本指針・計画検討委員会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

令和2年(2020年)7月27日

熊本県環境審議会会長 嶋田 純

- 1 開催日時
令和2年(2020年)8月3日(月) 午後3時00分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁 本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) 委員長及び副委員長の選任について
(2) 第四次熊本県環境基本指針及び第六次環境基本計画の骨子案について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該委員会の会場において、事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、会場にて午後2時30分から先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 傍聴にあたっての留意事項
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、発熱や風邪、味覚障害等の症状がある場合、及び、手指の消毒やマスクの着用など、適切な感染防止策を講じない場合は、会場に入ることができない。
- 7 その他
会議の公開・非公開は会議の冒頭で決定する。
- 8 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境審議会事務局(熊本県環境生活部環境局環境立県推進課)
(電話096-383-1111 内線7321)